手続名	担当課・係(連絡先)
介護保険負担限度額差額支給申請手続	高齢者福祉課(049-251-2711 内線393)
	必要書類
・概要 負担限度額認定証の交付のある被保険者が、やむを得ない理由により、 居住費や食費の減額を受けずに利用料を支払っていた場合、差額の支給を申請することができます(介護保険法施行規則第83条の8)。	・マイナンバー確認書類と本人確認書類 ⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
	出張所での取扱い木曜延長・休日開庁の取扱い
	なしなし